

# 砺波市議会緊急事態対応マニュアル

(平成31年3月18日 制定)

## 1 目的

このマニュアルは、砺波市議会基本条例（平成31年砺波市条例第1号）第22条第2項の規定に基づき、砺波市内で発生する大規模災害等の緊急の事態（以下「緊急事態」という。）において、砺波市議会議員（以下「議員」という。）が市の災害対策を側面から支援し、市民の安全の確保と早期の復旧、復興に資するため、砺波市議会（以下「議会」という。）としての体制整備を図ることについて、必要な事項を定めるものとする。

## 2 定義

このマニュアルに規定する「緊急事態」とは、砺波市地域防災計画に基づく砺波市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置される基準を概ね準用し、次表のとおりとする。

緊急事態の種別	緊急事態の内容
地震	震度6弱以上の強い地震
風水雪害	台風、暴風、豪雨、洪水、豪雪、土砂災害などで市全域にわたり被害が発生するおそれがある場合又は地域的な被害が特に甚大であると予想される時
その他	自然災害のほか、大規模火災などの大規模な事故、原子力災害、新型インフルエンザなどの感染症、大規模なテロなどで、市全域にわたり被害が発生するおそれがある場合又は地域的な被害が特に甚大であると予想される時

## 3 砺波市議会災害対策支援会議の設置

砺波市議会議長（以下「議長」という。）は、緊急事態の発生により市対策本部が設置された場合は、必要に応じ議員による協議、調整等を行うため、議会内に砺波市議会災害対策支援会議（以下「支援会議」という。）を設置するものとする。

### (1) 組織

- ア 支援会議は、会長、副会長、幹事の役員をもって組織する。
- イ 会長は、議長をもって充て、支援会議の事務総括及び会議役員を指揮監督し、支援会議を代表する。
- ウ 副会長は、副議長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- エ 幹事は、常任委員長をもって充て、会長の命を受けて支援会議の事務に従事する。
- オ 会長及び副会長ともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、幹事のうち互選により会長の職務を代理する者を定める。
- カ 会長は、必要に応じて役員以外の議員の参集を求めることができる。
- キ 支援会議の庶務は、議会事務局において処理する。

### (2) 所掌する事務等

- ア 議員の安否等その居所確認

- イ 議員からの災害情報等の収集及び集約
- ウ 集約した災害情報等の市対策本部への提供
- エ 市対策本部からの災害情報等の収集及び各議員への情報提供
- オ 必要に応じた国、県、地元選出国會議員、関係団体等への要望活動
- カ 本会議、委員会等の開催に係る事項等の協議、調整等
- キ その他必要と認める事項

#### 4 議員の役割

議員は、緊急事態発生時には速やかに自身と家族等の安全確保及び安否確認を行い、自身と家族等の安全が確保された段階で、議員としての立場（非代替性）を踏まえ、次に掲げる活動を行うものとする。なお、情報提供、情報収集及び要望等市対策本部との連絡等については、支援会議を窓口として行うものとし、議員個人では行わないものとする。

- ア 地域の救援活動及び復旧活動の協力・支援
- イ 市対策本部が応急活動を迅速に行うための災害情報等（各地域の被災情報等）の収集及び支援会議への提供
- ウ 市民に対する支援会議からの情報の提供

#### 5 議会事務局の役割

市対策本部が設置された場合、議会事務局は通常業務に優先して、速やかに次の対応業務に当たるものとする。なお、勤務時間外に緊急事態が発生した場合は、速やかに市議会事務局（被災により使用が不可能となった場合は代替施設）に集合し、その対応業務に当たるものとする。

- ア 議員及び議会事務局員の安否確認
- イ 支援会議の開催準備及び事務の補佐
- ウ 市対策本部との連絡体制の確保
- エ 災害情報等の収集
- オ 代替施設等の確保及び臨時事務局の開設（本庁舎が被災した場合）

#### 6 緊急事態発生時の行動基準（別添「緊急事態発生時行動フローチャート」参照）

##### (1) 緊急事態発生時

- ア 本会議又は委員会の開催中に緊急事態が発生したとき
  - (ア) 議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、傍聴人等の避難誘導その他安全確保のための行動を指示する。
  - (イ) 議員は、家族等の安全を確認し、次の指示があるまで議会内で待機する。
- イ 本会議又は委員会の開催時間外に緊急事態が発生したとき
  - (ア) 議員は、緊急事態の発生を覚知した場合は、支援会議の指示があるまでは、個人の判断に基づき行動する。
  - (イ) 議員は、自身と家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所へ避難する。

##### (2) 初動体制（緊急事態の発生後概ね2日以内）

- ア 議員は、議長又は副議長に対し、議員自らの安否とその居所及び連絡先、連絡手段を報告し、以後の連絡体制の確立と維持に努める。

(議長は、市対策本部への支援が必要と認めた場合、支援会議を設置する。)

イ 議員は、通信手段の断絶等により上記の連絡が不可能な場合は、むやみに移動せず、自宅又は自宅付近の避難所等にとどまり、支援会議からの連絡を待つものとする。

**(3) 応急体制（緊急事態の発生後概ね3～7日以内）**

ア 支援会議は、議員の安否等の確認ができない場合、議会事務局職員を議員の自宅に向かわせ、状況の把握に努める。

イ 議員は、各地域における被災地及び避難所等において情報収集を行い、支援会議へ報告する。

ウ 支援会議は、各議員からの災害情報等を集約し、市対策本部に必要な情報を提供する。

エ 議会事務局は、市対策本部との連絡体制を確保し、情報収集に努めるとともに、支援会議へ必要な情報を報告する。

オ 支援会議は、集約した情報を各議員へ提供する。

カ 議員は、市民への情報提供に努めるとともに、避難所等の運営や被災地での復旧活動に積極的に協力し、被災者に対する相談及び助言等を行う。

**(4) 復旧体制（緊急事態の発生後概ね8日目以降）**

ア 議長は、必要に応じて各地域で活動している議員を支援会議に招集し、市内の被災状況等の把握に努める。

イ 議員は、引き続き市民への情報提供に努め、避難所等の運営に関わるとともに、他の地域の避難所等の議員との連絡体制を確立し、必要な情報交換を行う。

ウ 支援会議は、被災地及び避難所等の実態把握を行うため、必要に応じて現場において確認等を行う。

エ 支援会議は、必要に応じて国、県、地元選出国會議員、関係団体等への要望、陳情・提言活動等を実施する。

**(5) 行動時の留意事項**

ア 緊急事態の発生直後は、家屋の倒壊や火災、道路等の寸断なども想定されるため、移動手段は原則として徒歩又は自転車、バイク等を利用すること。

イ 服装は、災害対応活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具など必要な用具等を携帯する。また、個人用として食料、飲料水等も携帯して行動すること。

ウ 災害を起因とした事故など人命に関わる事象に遭遇した場合は、この行動基準より優先して人命救助等にあたること。その際、自らの安全の確保を怠らないこと。

## 7 その他

**(1) このマニュアルの見直しについて**

不都合な点が判明した場合や、周辺環境が変化した場合には、必要に応じて、適宜継続的にこのマニュアルの改正を行うものとする。

**(2) このマニュアルの見直し体制**

このマニュアルの見直しは、議長及び議会運営委員会において協議し、全員協議会で決定するものとする。